



2021年3月期 第1四半期決算短信(日本基準)(非連結)

2020年8月6日

上場会社名 コムシード株式会社
コード番号 3739 URL <https://www.commseed.net/>

上場取引所 名

代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 塚原 謙次
問合せ先責任者 (役職名) 経営管理部長 (氏名) 大久保 泰夫

TEL 03-5289-3111

四半期報告書提出予定日 2020年8月7日

配当支払開始予定日

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無

四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2021年3月期第1四半期の業績(2020年4月1日～2020年6月30日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2021年3月期第1四半期	319	7.5	76		81		81	
2020年3月期第1四半期	296	10.5	6	58.0	5	61.6	5	55.8

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
2021年3月期第1四半期	7.10	
2020年3月期第1四半期	0.45	0.44

(注)当社は2020年4月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」を算定しております。また、2021年3月期第1四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2021年3月期第1四半期	1,193	590	49.5
2020年3月期	996	672	67.4

(参考)自己資本 2021年3月期第1四半期 590百万円 2020年3月期 671百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2020年3月期		0.00		0.00	0.00
2021年3月期					
2021年3月期(予想)		0.00		0.00	0.00

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 2021年3月期の業績予想(2020年4月1日～2021年3月31日)

2021年3月期の業績予想については、現時点で合理的な算出が困難なため、記載しておりません。詳細は、添付資料2ページ「1.当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

以外の会計方針の変更 : 無

会計上の見積りの変更 : 無

修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む)	2021年3月期1Q	11,474,528 株	2020年3月期	11,474,528 株
期末自己株式数	2021年3月期1Q	148 株	2020年3月期	148 株
期中平均株式数(四半期累計)	2021年3月期1Q	11,474,380 株	2020年3月期1Q	11,474,402 株

(注)当社は2020年4月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式数(普通株式)を算定しております。

四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「1.当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	4
第1四半期累計期間	4
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	5
(継続企業の前提に関する注記)	5
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	5
(重要な後発事象)	5

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当社は、当第1四半期累計期間において、スマートフォン向けコンテンツビジネスのさらなる成長およびシェアの拡大を図るべく、スマートフォンアプリ開発、ソーシャルゲーム運営ならびに新規事業の推進に取り組んでまいりました。第1四半期累計期間の事業の概況としては、既存事業が前年より好調だったことに加え、当四半期末に新規サービスを開始したことで、売上高が前年同期比で増加いたしました。利益面では当初計画通り、新作ゲームアプリの事前プロモーションを中心とした先行投資を行ったことにより、当四半期においては一時的に損失を計上しております。結果、売上高は319,126千円（前年同期比7.5%増）、営業損失76,577千円（前年同期は営業利益6,299千円）、経常損失81,043千円（前年同期は経常利益5,611千円）、四半期純損失81,450千円（前年同期は四半期純利益5,115千円）となりました。

なお、当社はモバイル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、事業におけるサービス分野別の主な取り組みは、以下のとおりであります。

- ① ソーシャルゲームについては、当四半期末に新規ゲームアプリ「ビッグバッドモンスターズ」をリリースいたしました。本件については、一定規模の費用をかけた事前プロモーションを実施し、その費用が一時的に先行しております。なお、本格的な売上寄与は第2四半期以降となる見込みです。また、主力サービスのパチャーホール「グリパチ」においては、引き続きコンスタントにアプリを投入し、新規ユーザーについても増加傾向を見せております。
- ② 従量制アプリについては、当四半期にパチスロアプリ2本、パチンコアプリ1本、計3本の新作をリリースし、堅調に推移しております。
- ③ SNSゲームの運営ノウハウを生かしたBtoB（企業間取引）向け受託開発・運営に関しては、主力である既存の運営業務を中心に、計画通り推移いたしました。
- ④ その他新規事業については、当社が日本国内版の企画・運営で参画しております「ONE PUNCH MAN 一撃マジファイト」に関して、関係各社で連携して準備にあたっております。その他、新規事業に関する企画・開発を引き続き進行いたしました。

(2) 財政状態に関する説明

①資産

当第1四半期会計期間末における資産は197,059千円増加し、1,193,151千円（前事業年度末比19.8%増）となりました。

これは主に、流動資産で現金及び預金92,707千円、受取手形及び売掛金21,736千円、その他9,071千円、固定資産で無形固定資産24,662千円、投資その他の資産47,857千円の増加によるものです。

②負債

当第1四半期会計期間末における負債は278,509千円増加し、602,163千円（前事業年度末比86.1%増）となりました。

これは、主に流動負債で買掛金43,937千円、その他47,037千円、固定負債で転換社債型新株予約権付社債200,000千円の増加、長期借入金7,587千円が減少したことによるものです。

③純資産

当第1四半期会計期間末における純資産は81,450千円減少し、590,987千円（前事業年度末比12.1%減）となりました。

これは、主に四半期純損失の計上による利益剰余金81,450千円の減少によるものです。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は、主力事業であるソーシャルゲーム「グリパチ」に加え、ゲームパブリッシング事業、受託事業を通し、ユーザーの皆様のニーズにマッチした質の高いコンテンツを提供することで収益基盤を維持し、第2、第3の柱となる事業の創出を早期に実現すべく、他のコンテンツホルダーや周辺領域において豊富なノウハウを持つ企業とのアライアンス等を引き続き推進してまいります。

しかしながら、当社を取り巻く事業環境は短期的な変化が激しいことに加え、当社業績は版權を持つ取引先の状況や、パチンコ・パチスロ系スマートフォンアプリに関する実機の許認可の状況に左右される場合があり、当社の業績も短期的に大きく変動することも想定されます。

また、現時点で新型コロナウイルス感染症拡大が当社の事業活動及び計画や経営成績に与える影響を合理的に算定することが困難なため、2021年3月期の業績見通しにつきましては、開示を見合わせることにいたしております。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	352,945	445,653
受取手形及び売掛金	202,047	223,784
仕掛品	2,534	3,753
原材料及び貯蔵品	1,158	1,160
その他	65,768	74,839
流動資産合計	624,455	749,192
固定資産		
有形固定資産	7,992	7,794
無形固定資産	105,237	129,899
投資その他の資産		
その他	297,407	344,851
貸倒引当金	△39,000	△38,586
投資その他の資産合計	258,407	306,264
固定資産合計	371,636	443,959
資産合計	996,091	1,193,151
負債の部		
流動負債		
買掛金	97,672	141,610
1年内返済予定の長期借入金	30,348	30,348
未払法人税等	7,027	2,148
その他	59,836	106,874
流動負債合計	194,884	280,981
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	200,000
長期借入金	101,196	93,609
退職給付引当金	8,376	8,376
役員退職慰労引当金	19,197	19,197
固定負債合計	128,769	321,182
負債合計	323,654	602,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	884,926	884,926
資本剰余金	316,035	316,035
利益剰余金	△529,433	△610,883
自己株式	△53	△53
株主資本合計	671,474	590,024
新株予約権	963	963
純資産合計	672,437	590,987
負債純資産合計	996,091	1,193,151

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	296,822	319,126
売上原価	180,101	221,334
売上総利益	116,721	97,792
販売費及び一般管理費	110,422	174,370
営業利益又は営業損失(△)	6,299	△76,577
営業外収益		
受取利息	88	83
その他	-	67
営業外収益合計	88	151
営業外費用		
支払利息	276	311
社債利息	-	95
社債発行費	-	2,631
支払手数料	500	1,577
その他	-	0
営業外費用合計	776	4,616
経常利益又は経常損失(△)	5,611	△81,043
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	413
特別利益合計	-	413
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	5,611	△80,629
法人税、住民税及び事業税	573	573
法人税等調整額	△78	247
法人税等合計	495	820
四半期純利益又は四半期純損失(△)	5,115	△81,450

（3）四半期財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

当社は、2020年6月23日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて決議いたしました。これに基づき、2020年7月22日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプションの内容を確定いたしました。

1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社の取締役及び従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

2. 2020年株式報酬型ストック・オプションの概要

決議年月日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員4名
新株予約権の数（個）	387 （注）1
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 38,700株 （注）1. 3
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり65,900円 （1株当たり659円） （注）2
割当日	2020年7月27日
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき1円 （注）3
新株予約権の行使期間	2021年8月1日から2030年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） （注）3	発行価格 660円 資本組入額 330円
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
新株予約権の行使の条件	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

（注）1. 新株予約権の数

387個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式38,700株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個当たり 65,900円（1株当たり659円）

上記金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定している。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2021年8月1日から2030年7月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 本新株予約権の行使期間の初日から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の15%

(b) 上記(a)の期間の終了後から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の35%

(c) 上記(b)の期間の終了後から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の65%

(d) 上記(c)の期間の終了後から本新株予約権の行使期間の満了日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2020年7月27日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.（6）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。